

多重債務問題と地域格差

～九州労働金庫における多重債務問題への取り組み～

古江 晋也

要旨

・九州労働金庫(以下、九州労金)は 80 年代以降、借換融資などで多重債務問題に対処してきたが、07 年 7 月からは「しあわせ創造運動・多重債務対策本部」を設置し、負債整理融資やマニュアルの整備など全組織的な体制づくりを本格化させた。

・相談者の多くは組合員であるが、最近ではパートタイマー、派遣社員、アルバイトなど非正規雇用の非組合員からの相談も増加している。また、相談者のなかには、生活苦から多重債務に陥ることが少なくなく、非正規雇用の増加に伴う個人の所得水準の低下も多重債務問題に深刻な影を落としている。

・九州労金における消費者ローン市場への対応は、信用情報機関に事故登録された顧客には負債整理融資で生活再生を、事故登録されていない顧客にはノンバンク等からの債務の借換えを推進するという包括的な取り組みを行っていることに大きな特色がある。

はじめに

九州労働金庫(以下、九州労金)は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の各労働金庫が 2001 年 10 月に合併して誕生した(図表 1 参照)。

合併以前の各労金は 80 年代以降、借換融資などで多重債務問題に対処してきたが、07 年 7 月からは、九州労金に「しあわせ創造運動・多重債務対策本部」を設置し、負債整理融資やマニュアルの整備など同問題への全組織的な体制づくりを本格化させた。

相談者の多くは労金会員の労働組合等の構成員である組合員であるが、最近ではパートタイマー、派遣社員、アルバイトなど非正規雇用の非組合員からの相談も増加している。非正規雇用の相談者のなかには、生活苦から多重

債務に陥ることが少なくなく、非正規雇用の増加に伴う個人の所得水準の低下も多重債務問題に深刻な影を落としていることが窺える。

本稿では九州労金の事例をもとに、同労

図表1 九州労働金庫の概要

設 立	2001 年 10 月 1 日 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島各労働金庫が合併)
役 職 員 数	1,238 名
店 舗 数	95 店舗(出張所を含む)、10 ローン センター、1 代理店
団 体 会 員 数	6,427 会員
間 接 構 成 員 数	780,486 人
預 金 残 高	1 兆 5,342 億 7200 万円
融資(貸出金) 残高	9,643 億 9000 万円
自 己 資 本 比 率	11.09%

出所:九州労働金庫ホームページより(2007 年 3 月末現在)

金の多重債務問題への対応と今後の無担保ローン市場のあり方を検討する。

多重債務者対応フロー

図表 2 は九州労金の多重債務者対応フローの概略を示したものである。九州労金の多重債務相談のチャネルは、大別して営業店、労働組合、電話相談（「多重債務相談デスク」）がある。組合員は営業店に来店して相談することが多いのに対して、パートタイマーや派遣社員などの非組合員は電話相談を利用することが多い（図表 2）。九州労金の多重債務相談等は基本的に組合員・間接構成員を対象としているが、非正規雇用の非組合員からの相談も受け、適切なアドバイスを行うスタンスである。

多重債務相談デスクで受けた相談は、「債務整理相談シート」に内容をまとめ、営業店より相談者に連絡を取ることで対応する（図表 2）。相談は本人に加え、配偶者、労働組合役員が同席して、1～2 回程度実施される。相談のなかで負債総額の確認や債務整理に関する方針等が提案された後は、「九州ろうきんセーフティネットワーク」

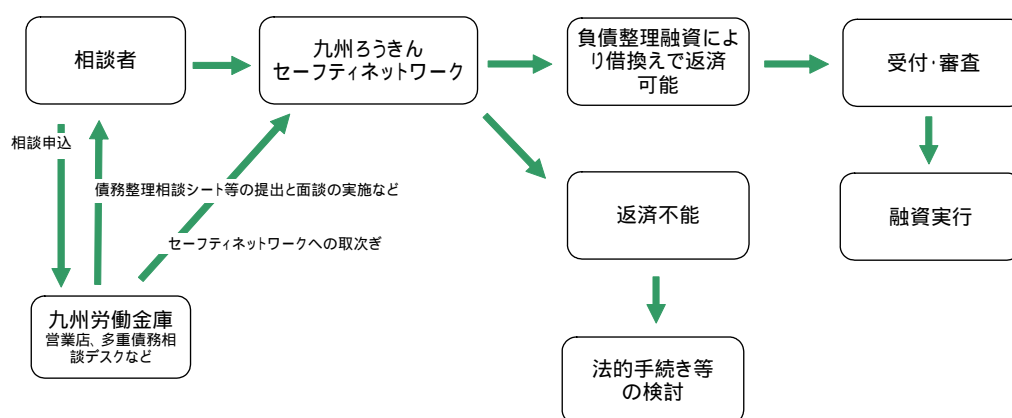
に取り次がれる（図表 2）。

「九州ろうきんセーフティネットワーク」とは、多重債務問題の解決に向けた九州労金と提携弁護士・司法書士の協力体制を指しており、08 年 1 月現在の提携弁護士は 33 名、提携司法書士は 122 名にのぼる。セーフティネットワークへの取次ぎは、組合員・間接構成員が対象となっており、労金職員は弁護士事務所等に相談者と帯同訪問を行うことを基本としている。

弁護士等と多重債務問題の解決に向けた検討が行われた後、負債整理融資によって返済が可能であれば、九州労金が審査を行い、負債整理融資で対応する（図表 2）。しかし、負債整理融資によって債務整理が不可能であれば、弁護士等が任意整理に加え、自己破産などの法的手続きで対応する（図表 2）。負債整理融資を実施する基準の一つとしては、負債を圧縮して 10 年以内に相談者が債務を完済できるかどうかによる。

負債整理融資後の相談者に対する生活指導等は、労働組合で実施してもらうというスタンスである。現在、多重債務者相談は

図表 2 九州労働金庫の多重債務者対応フローの概略図



（資料）九州労働金庫の各資料を基に作成

営業担当者等が対応しているが、将来的には各県に専任担当者を配置することを目指している（08年4月予定）。

負債整理融資と未然防止

九州労金の負債整理融資は「借換え対応商品」と「負債整理対応商品」に大別でき、信用情報機関の事故記録に記載されているかどうか、によって商品が異なる。

借換え対応商品（「借換ローン」）は、消費者金融会社等からの借換えを目的とし、信用情報機関から事故記録として記載されていない相談者を対象とした商品であり、（社）日本労働者信用基金協会が保証を行う。それに対して、負債整理対応商品は債務整理を目的とし、主に信用情報機関から事故記録として記載されている相談者を対象とした商品である。負債整理対応商品には、融資限度、担保の有無などによって現在、5種類の対応商品がある。このなかで弁護士等による任意整理や特定調停を必要とし、債務の圧縮を前提とした「生活改善ローン（無担保）」は07年8月に商品化され、08年1月までに合計46件、11,584万円の融資実行となっている。

九州労金は相談者が生活再生を行っていくなかで、教育や通勤用の自動車など生活資金が必要な場合についても融資に応じることがある。

ただし、相談者のなかには、「債務をすべて借り換えてくれる」との誤解があることも事実である。多重債務問題は、各相談者の状況によって個別に対応することが重要であり、場合によっては法的手続きを選択する必要もある。そのため、担当者は相談者から現状をよく聞き、相談者にとって最

善の解決方法を導き出すことを心掛けている。

加えて、多重債務問題への取組みには、未然防止を行うことも重要である。九州労金では九州全域で会員の組合等を中心に県単位、営業店単位、組合単位別でセミナーを開催している。さらに、多重債務問題を解決した成功事例などについては、営業推進本部が中心となって各営業店に対する情報交換を実施しており、多重債務問題への対応ノウハウの向上に努めている。

消費者ローン市場への対応

貸金業法改正などを受けて消費者金融会社は金利の引下げに加え、店舗ネットワークの見直しなどコスト改善に取り組んでいる。このような消費者金融会社の再編等が進むなか、今後の消費者ローン市場の動向が注目される。

九州労金では07年10月から多重債務者に対して、利息制限法を超えた利息を支払う必要のないこと、金銭的な問題については労働金庫が対応すること、というメッセージを伝える「気付きキャンペーン」を実施。さらに同労金では「気付きキャンペーン」に加えて、自動車ローン、教育ローンやフリーローンなどの消費者ローンの借換えを推進する「生活改善！可処分所得向上運動」も同時に実施した。同運動は、借換えによる金利負担の低減を促すことで可処分所得を向上させ、生活苦や多重債務に陥ることを未然に防止することを目的としている。

つまり九州労金における消費者ローン市場への対応には、事故登録された顧客については、多重債務相談と負債整理融資を適

用することで生活再生を、信用情報機関に事故登録されていない通常の顧客については、相対的に高金利であるノンバンク等からの債務の借換えを積極的に推進することで可処分所得の向上を目指すという包括的な取組みを行っていることが大きな特色である。

おわりに

多重債務問題は、複数の要因が絡みあった結果であることが多いため、その要因を特定することは困難である。しかし、九州労金の事例を見れば、地域経済の衰退と雇用環境の大きな変化が同問題に大きな影響を与えていることがわかる。

とりわけ雇用環境については 90 年代後半以降の規制緩和を受けて、正規雇用者と比較して相対的に所得が低いとされる非正規雇用者が増加した。九州労金の相談者のなかには、非正規雇用者による電話相談が増加傾向にあることは前述したとおりである。07 年 12 月、貸金業法の本体が施行されたことで、取立て規制の強化、業務改善命令の導入、貸金業協会の設立などが行われた。今後は、公布（06 年 12 月 20 日）からおおむね 3 年を目途に「みなし弁済」制度（グレーゾーン金利）を廃止して出資法の上限金利を 20% に引下げる上限金利の引下げや総貸付残高が年収の 3 分の 1 を超える貸付を禁止する総量規制の導入などが実施される予定であり、多重債務問題は緩和される方向にある。しかし、多重債務問題に陥った要因のひとつは、所得低下によって生活が厳しくなっているという現実があることに目を向ける必要がある。

こうしたなか 06 年 11 月 28 日に改正最

低賃金法が成立した。同法は生活保護の受給額が最低賃金で働いた場合における月収を上回る、いわゆる「逆転現象」を解消することを目的としているが、最低賃金の引き上げによって非正規雇用者等の生活苦の緩和が期待される。また、近年では労働不足から、非正規雇用から正社員等の正規雇用へと雇用形態を転換する企業も増加しているが、契約期間の期限制限の撤廃などの派遣労働の全面自由化を望む声も大きい。多重債務問題の解決には、地域経済の振興に加えて、労働政策のあり方も重要な検討課題になるといえる。

参考資料

- ・九州労働金庫ホームページ及び資料。
- ・金融庁ホームページ。
- ・『日本経済新聞』2007 年 11 月 29 日付。